

大阪教育大学と大阪教育大学生協同組合との間における 災害時の協力に関する協定

大阪教育大学（以下、「甲」という。）と大阪教育大学生協同組合（以下、「乙」という。）は、地震、風水害等の災害が発生した場合（以下、「災害時」という。）に甲が大学としての責任を全うし被災者等に迅速に効果的な救援活動等を行うこと等を目的に、以下のとおり協定する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときに発動する。ただし、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条についてはこの限りでない。

（災害対策本部への乙の参加）

第2条 甲が災害対策本部を設置したときは、乙はオブザーバーとして同本部会議に出席することができる。

（物資提供等の協力要請）

第3条 甲は、災害時における応急措置のため、以下に掲げる事項が必要になった場合、乙に対して協力を要請することができる。

- (1) 飲料、食料及び日用品等（以下、「物資」という。）の供給
- (2) 食堂等施設の災害対策への利用
- (3) 器具・運搬車両の提供
- (4) 災害対策に必要な労務の提供

（協力の実施）

第4条 乙は、前条による協力要請があったときは、協同組合の理念に基づき、真摯に受け止めてできる限り対応するものとする。

2 乙が前項の対応をするときは、全国の大学生協ネットワークの協力をできるかぎり活用するよう努めるものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡場所は甲が指定するものとし、甲は引渡場所へ職員を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第6条 協力に要する費用の負担については、原則として次に定めるとおりとする。

- (1) 第3条第1号の物資の供給の対価については甲が負担するものとし、その計算にあたっては、災害時直前における適正価格を基準とする。

(2) 第3条第2号、第3号、第4号に伴って発生する費用については、乙が負担する。

2 前項の定めによりがたい事情があるときは、甲及び乙は、負担区分の変更について協議を申し入れることができる。ただし、その協議が整わないときは、前項各号に定めるところにより決するものとする。

(協力の期間)

第7条 第4条に規定する協力の期間は原則として7日を限度とする。ただし、甲乙協議の上、協力の期間を延長することができる。

(甲の要請手続)

第8条 甲から乙への要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、その後遅滞なく文書を提出するものとする。

(乙の受諾手続)

第9条 乙は、甲からの要請に協力するときは、文書をもって受諾の回答をするものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって回答し、その後遅滞なく文書を提出するものとする。

(緊急連絡網の構築)

第10条 甲及び乙は、災害時における協力を円滑に行うため、災害時緊急連絡網を構築するものとする。

(在庫状況の報告)

第11条 この協定の万全な実行を期するため、甲は乙に対して、飲料、食料及び日用品等の在庫状況について報告を求めることができる。この求めがあったときは、乙は速やかに対応するものとする。

(情報の提供等)

第12条 甲及び乙は、法令及び甲乙の内部規則等に抵触しない限りにおいて、災害や防災、構成員の安否等に関する情報を相互に提供しあうものとする。

2 甲及び乙は、被災学生等に役立つ情報等を提供する上で必要があるときは、被災学生等への連絡等のために、積極的に協力し合うものとする。

(防災訓練等への参加)

第13条 乙は、甲が実施する防災訓練等に積極的に参加するものとする。

2 甲は、防災訓練等の実施にあたっては、事前に乙に文書で案内するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は随時協議を行うものとする。

(乙の自主的な措置)

第15条 各条の定めは、乙が自らの判断で被災者等に有償又は無償で物資を提供すること（自動販売機の飲料を無料で提供することを含む。）、その他自主的な判断に基づいて被災者等の救援活動を行うことを妨げない。

(有効期間)

第16条 この協定は、締結の日から有効とし、甲又は乙のいずれかからこの協定を終了する旨の申し出がない限り継続するものとする。

(定めのない事項等)

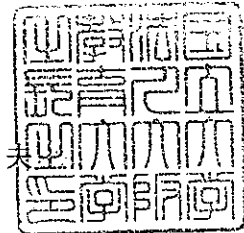
第17条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定書は2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年9月4日

国立大学法人大阪教育大学長

長尾 彰夫



大阪教育大学生協同組合 代表理事 理事長

木立 英

